(2)　陸上移動局の無線設備　四三・五四GHz以上四四・三GHz以下の周波数の電波であつて四三・五四GHz及び四三・五四GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1)　基地局の無線設備　四四・九四GHz以上、四五・三GHz以下の周波数の電波であつて四四・九四GHz及び四四・九四GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2)　陸上移動局の無線設備　四三・八二GHz以上四四・一八GHz以下の周波数の電波であつて四三・八二GHz及び四三・八二GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

四　空中線電力は、六〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

イ　基地局の無線設備　四〇デシベル以下

ロ　陸上移動局の無線設備　三五デシベル以下

六　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の（±）一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から一二〇MHz離れた周波数の（±）五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より二三デシベル以上低い値であること。

別表第一号（第５条関係）

［表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(15)　略］

別表第一号（第５条関係）

［表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

［(1)～(15)　同左］